

— 無償使用 —

島根県観光キャラクター「しまねっこ」 デザイン使用の手引き



デザイン等を正しく使っていただくために必ずお読みください。

放送機関、新聞社、通信社、その他報道目的に使用する場合と著作権法で定められた自由に使える場合を除き、申請の手続きをお願いいたします。

01 無償の基準

「しまねっこ」のデザイン等の使用は原則として有償ですが、次の場合は無償で使用していただけます。

団体等	使用目的
国、地方公共団体、その他公共団体	公用または公共用に使用するとき。
自治会、NPO、その他公共的団体等	公益的な活動等に使用するとき。
放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関	報道目的に使用するとき。(申請は不要)
出版社、旅行会社等	県への誘客効果が期待できるとき。 (例：旅行雑誌、旅行商品パンフレット等)
その他	公益上の観点から、会長が無償とすることが 適当であると認めるとき。

(無償使用例：チラシ、ポスター、パンフレット、名刺、無条件で無料配布するもの等)

02 申請の流れ



03 申請について

新規

[申請提出に必要なもの]

- ・無償使用許諾申請書(押印不要)→様式第1号の2
- ・使用する商品等のデザイン案(見本)、企画書等

※修正可能な段階のものを提出してください。

※結果通知後、無償使用許諾通知書の送付をメールまたは郵送で行います。

※完成品の現物もしくは画像のご提出をお願いします。

※使用許諾の期間は1年間ですが、期間を過ぎて在庫になっているものは、1年を過ぎても在庫が無くなるまで使用いただくことができます。

変更

使用許諾を受けた内容を変更する場合には、変更申請をしてください。

(変更理由例：増産、増刷、デザインの変更、使用期間の延長等)

[変更申請提出に必要なもの]

- ・無償使用許諾変更申請書(押印不要)→様式第4号の2
- ・無償使用許諾通知書の日付が直近の通知書の写し
- ・デザイン案(デザイン変更の場合必要)

※発行されている使用許諾番号が引き続き使用できます。

※結果通知後、無償使用許諾変更通知書の送付をメールまたは郵送で行います。

※デザインを変更する場合は、変更後の完成品の現物もしくは画像のご提出をお願いします。

04 審査期間

提出書類に不備等がない場合、1週間～10日程度です。

※立体物や3Dデジタルデザイン等は、別途時間を要しますので、余裕を持ってご申請をお願いします。

05 申請方法

メール、郵送、持参

※FAXでは受け付けません。

06 問い合わせ・申請先

E-mail:info(@)shimakanren.or.jp

※(@)は半角@に置き換えてください。

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部観光振興課内

公益社団法人島根県観光連盟 総務企画課

TEL:0852-21-3969

持参される場合は事前にご連絡をお願いいたします。

来所受付時間:平日の午前9時～午後5時(年末年始を除く)

07 クレジット表記

許諾を得た使用品について、必ずキャラクター名と使用許諾番号の表記をしてください。

- (1)公式ロゴを配置もしくは、**島根県観光キャラクター「しまねっこ」**、と表記する。
- (2)**島観連許諾第〇〇〇〇号**、と表記する。

クレジット表記例

公式ロゴ+使用許諾番号	キャラクター名+使用許諾番号
 <p>しまねっこ 島観連許諾第〇〇〇〇号</p>	 <p>しまねっこ 島根県観光キャラクター「しまねっこ」 島観連許諾第〇〇〇〇号</p>
<ul style="list-style-type: none">・使用許諾番号は、「しまねっこ」から離れた箇所に表記して構いません。・キャラクター名を表記する場合、視認できる程度であれば書体、文字の大きさは問いません。・使用品に、しまねっこを複数利用する場合、クレジット表記は1箇所です。	

08 許諾できない場合

- (1) デザイン等の使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。
- (2) デザイン等のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (3) 立体物でその形状等がデザイン等の立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動等に使用するとき。
- (5) その他デザイン等の使用が適当でないと認められるとき。

※その他、この手引きやQ&Aに基づくデザイン修正指示にご対応いただけない場合は、許諾できません。

※不許諾の場合、書面で通知します。

09 使用の中止

許諾を受けたデザイン等の使用を中止する場合は、直近の無償使用許諾通知書の写しを添えて、無償使用許諾中止届(様式第6号)を提出してください。

10 留意事項

- ・使用条件に違反した場合、または申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、使用許諾を取り消します。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。その場合、島根県観光連盟はその損失の補償の責めは負いません。
- ・使用許諾の内容に関し、苦情が生じた場合は、使用者の責務において適切に対応してください。
- ・使用者が「しまねっこ」の使用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償を求められた場合も、島根県観光連盟は責任の一切を負いません。
- ・その他、無償使用許諾通知書に記載している使用上の遵守事項を守ってください。

11 デザイン等について

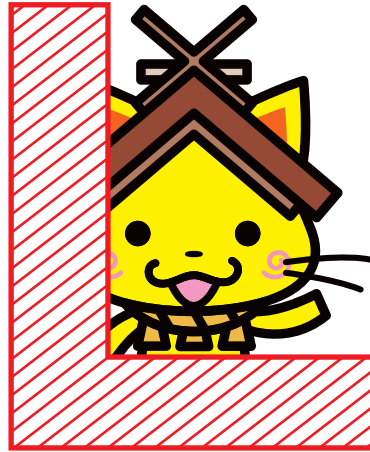
イラスト、実写の写真ともに審査を行います。

※実写の写真は原則として、「しまねっこ」が出演する際の告知媒体等のみ許諾します。
商品、景品等には使用できません。

OK ○

- (1)トリミングの場合：千木、勝男木
およびしめ縄を切り取ることは不可。
頭部を1/3以上切り取ることは不可。
- (2)顔の2/3以上を再現する。

※斜線部がトリミング可能範囲。
斜線部以外は再現をしてください。



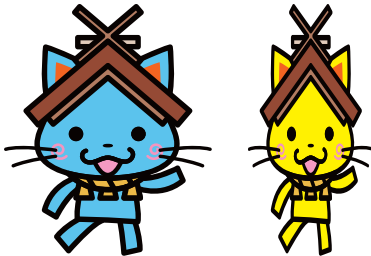
マニュアルのポーズに一般的な物を持たせる。



NG ×

比率の変更(変形)、指定カラーの変更

※カラーの「しまねっこ」を白黒印刷するのはNGです。



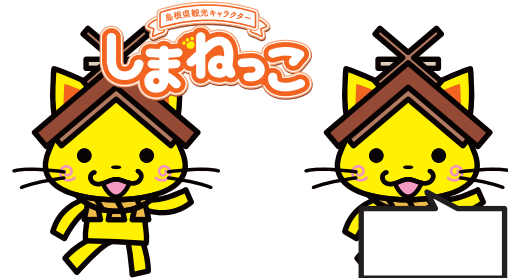
特定企業の商品や思想を表すものを持つこと。



特定企業・団体のロゴと一体化したデザインにすること。



トリミングNGの箇所に文字や図形を重ねること。



「しまねっこ」のイメージやプロフィールから逸脱するデザイン。
(例：女の子に見える、攻撃的 etc)

■ その他デザイン

① シルエットでの使用

- ・単色、シルエット内でのグラデーション、シルエット内の幾何学模様の塗り分け等を認めます。
- ・ただし、「しまねっこ」のイメージを著しく損なうと判断した場合は、修正をお願いすることがあります。

② 手描きでの使用

- ・イラストどおり忠実に表現していただくことが条件です。
- ・使用者の作風や個性が表現されるような使用は原則認められません。

③ オリジナルデザインの場合

- ・マニュアルにないデザインを新たに作成して使用する場合、新デザインの著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）は島根県観光連盟に帰属します。またデザインをする者は著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこととします。

12 その他

① 「しまねっこ」名称の使用について

- ・文字のみで表現する場合、申請は不要ですが、「しまねっこ」に関係のない事柄に使用できません。ご不明な場合はお問合せください。（OK例：「しまねっこ」の出演告知の際に文字のみで使用する等。）
- ・社名、商号、チーム名、イベントの冠等に「しまねっこ」は使用できません。

② 「しまねっこ」のセリフについて

- ・「しまねっこ」に吹き出しを付けることはできますが、セリフの内容も審査対象になりますので、申請時にデザイン案とともに提出してください。ご不明な場合はお問合せください。
- ・セリフの語尾はひらがなで「～にゃ」としてください。吹き出しではないコメントも、「しまねっこ」との位置関係によりセリフと認識される場合は同様の扱いです。
- ・「しまねっこ」のイメージを守るため、ネガティブな表現や特定の人、商品、団体、思想等を推すあるいは批判する表現は認められません。また、「しまねっこ」のキャラクターに無い、趣味、嗜好、思想等を表すものも認められません。
- ・語尾の「～にゃ」に!、?、♪等の追加は上記の内容を守り、セリフの内容に合っていれば使用できます。
- ・「しまねっこ」の一人称は常に「しまねっこ」です。（ボク等他の呼称はNG）

③ その他留意点

- ・複数いるかのような設定はNGです。親子や兄弟に見える、「しまねっこ」同士会話する等のデザインはしないでください。
- ・「しまねっこ」のプロフィールから想定できない使用やプロフィールを追加、改変をしないでください。